

滝沢市会計年度任用職員募集要項

1 応募受付期間

令和7年4月18日（金） ～ 令和7年5月9日（金）

2 募集職名、採用予定人数及び職務内容

職名	事務補助職員
所属部署	別紙「募集業務一覧」のとおり
採用予定人数	別紙「募集業務一覧」のとおり
職務内容	別紙「募集業務一覧」のとおり

3 応募要件

年齢・学歴	不問
資格、免許等	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）、専門学校（専門課程に限る。）又は職業能力開発短期大学校の学生であること。
欠格要件	地方公務員法第16条の規定により、<u>次のいずれかに該当する人は応募することができません。</u> （1）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 （2）滝沢市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 任用条件

身分	地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員
服務	地方公務員法の規定により、主に次のような制限等があります。 （1）採用後1か月間（最低15勤務日）は、条件付採用となります。 （2）採用時に服務の宣誓をする必要があります。 （3）法令等及び上司の服務上の命令に従う義務

	(4) 信用失墜行為の禁止 (5) 秘密を守る義務 (6) 勤務時間中の職務に専念する義務 (7) 政治的行為の制限 (8) 争議行為等の禁止
任用期間	令和7年6月16日から令和8年3月31日まで ※翌年度以降もこの職が存在する場合で、勤務成績が良好なときは、2回まで再度任用することがあります。 (3年の任用を保障するものではありません。)
勤務場所	滝沢市役所(岩手県滝沢市中鶴飼55番地)
勤務時間	【勤務日数】年間48日以上72日以内 【1日の勤務時間数】6時間以内 ※任用後に市と協議のうえ、月毎のシフトを決め、勤務していただきます(土日祝日にも勤務の可能性があります。)。
休憩時間	1時間(1日4時間を超える勤務の場合に限る)
時間外勤務及び休日勤務の有無	なし
報酬	時間額 1,195円～1,312円 ※この範囲内で特定の勤務経験の有無により決定します。
通勤手当等	片道2km以上で自家用車、バス等により通勤する場合に通勤距離等に応じた金額を支給します(上限あり)。
期末・勤勉手当	なし
その他の手当等	なし
報酬等の支給日	月末締めで翌月の10日。 ※休日に当たるときは、その次の平日に支給します。
休日	勤務日の指定がない日 ※業務日程に合わせてあらかじめシフトを調整のうえ決定します。
年次休暇	あり ※勤務日数と滝沢市での継続勤務年数に応じた日数の有給の休暇が与えられます。
その他の休暇	一定の要件を満たす場合に、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の休暇が与えられます。

	※上記の休暇には、有給のものと無給のものがあります。
医療保険	加入なし
厚生年金保険	加入なし
雇用保険	加入なし
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度（市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）が適用されます。
その他特筆事項	なし

5 選考方法等

選考方法	面接選考 ※事務補助職員として2年度に渡り同じ課等に所属した経験がある場合は、未経験の課等に配属します。
選考日程等	面接試験の日程等は別途通知します。採用予定者への通知は6月上旬を予定しています。

6 応募方法

提出書類	（１）滝沢市会計年度任用職員採用試験受験申込書 （２）学生証又は在学を証明する書類の写し（カラー） ※申込書は、市のホームページから印刷して入手するほか、市役所（３階 若者活躍推進室）でも配布しています。
提出方法	１の応募受付期間内に次の宛先に持参又は郵送で提出してください。 ※郵送の場合には、令和７年５月９日（金）必着
宛先	〒 ０２０－０６９２ 岩手県滝沢市中鵜飼５５番地 滝沢市役所 経済産業部若者活躍推進室 滝沢市学生アルバイト採用担当

7 問合せ先

経済産業部若者活躍推進室（企業振興課）

担当 夏堀・大井

TEL : 019-656-6536（直通）

FAX : 019-684-5479

E-mail : gakusei@city.takizawa.iwate.jp